

一般社団法人熊本県サッカー協会
ブロック／地区／中学校トレセン補助金要項

記

- 目的 ブロック／地区トレセンを活性化することで MOCCOS ビジョンを達成できる体制の構築、拠点づくり、種別を越えた活動、指導者の発掘、育成、活動を目指す。
- 主催 一般社団法人熊本県サッカー協会
- 対象 当該年度に熊本県サッカー協会技術委員会が管理・指定する以下のトレセン活動
(1) 3種：中学校トレセン（1）
(2) 4種：ブロックトレセン（2）、地区トレセン（8）、女子トレセン（1）
- 補助内容 ・以下の項目について補助を行なう。基本、施設使用料として支払を行うが、補助金額に達しない場合は、指導者謝金・賃金として使用可。

使途	科目	内容	金額
活動費補助	賃借料	施設使用料（グラウンドや研修室） トレセン活動時の施設使用料	◆中学校トレセン（3種） 4,000円／1回（上限10回分）
	諸謝金	チーフ指導者謝金 チーフへの指導者謝金として	◆ブロックトレセン（4種） 5,000円／1回（上限20回分）
	賃金	事務作業費 活動、決算報告など作業を担当する者の賃金として	◆地区トレセン（4種） 4,000円／1回（上限10回分） ◆女子トレセン（4種） 4,000円／1回（上限10回分）

※活動費補助は開催回数に応じて決定。

- 手続き (1) 別紙申請書に必要事項を記入し、**2026年5月31日（日）迄**に申請。
(2) 熊本県サッカー協会 Web サイト-「書式ダウンロード」の「技術」に掲載。
技術委員長、ユースダイレクターの承認の後7月中旬を目安に申請書に記入してある口座に県協会技術委員会より入金。
(3) **2025年度中間報告と決算について**
○**中間報告_2026年9月10までに、2026年4月1日から同年8月30日までの決算書クラウドデータ入力を終え、期間中の証憑書類を県協会事務局まで提出。**
○**決算_2027年4月10日までに決算書クラウドデータ入力を終え、全ての証憑書類・残金及び出欠名簿（選手・指導者）を県協会事務局まで提出。また、当協会ウェブサイトへの活動報告記事も決算期日までに掲載を完了すること。**

- 条件 補助を受けるにあたり下記全項目を守れることが条件。
(1) ユース育成会議及び育成フォーラムへの参加（スタッフ1名）。
(2) 参加者、指導者のスポーツ安全保険への加入（県協会の統一IDを使用し加入）
(3) 活動報告：県協会 Web サイトに活動報告記事の掲載を行なう。
(4) 決算報告：県協会経理処理にそって決算報告を行なう。
(5) 県協会「振込精算マニュアル」に基づき、原則現金の授受を行わない。

その他 ※トレセン名称（3種・4種）は、次項記載。

以上

ブロック／地区／中学校トレセン一覧（3種・4種）

*3種・中学校（1）	
正式名称	通称
中学校トレセンU-14.13 熊本市	中学校トレセンU-14 熊本市
*4種・ブロック（2）	
正式名称	通称
JFAトレセン熊本U-12 熊本中央ブロック	ブロックトレセンU-12 熊本中央
JFAトレセン熊本U-12 県央天草ブロック（女子TC含む）	ブロックトレセンU-12 県央天草
*4種・地区（8）	
正式名称	通称
JFAトレセン熊本U-12 県北	地区トレセンU-12 県北
JFAトレセン熊本U-12 菊阿	地区トレセンU-12 菊阿
JFAトレセン熊本U-12 熊本中央	地区トレセンU-12 熊本中央
JFAトレセン熊本U-12 宇城	地区トレセンU-12 宇城
JFAトレセン熊本U-12 天草	地区トレセンU-12 天草
JFAトレセン熊本U-12 八代	地区トレセンU-12 八代
JFAトレセン熊本U-12 人吉・球磨	地区トレセンU-12 人吉・球磨
JFAトレセン熊本U-12 芦北・水俣	地区トレセンU-12 芦北・水俣